

# 食品自動販売機設置仕様書（ウィングス京都）

京都市が行うウィングス京都敷地内における食品自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」といいます。）の募集に参加される方は、この仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申し込みください。

## 1 設置目的

災害発生時に無償で食品を提供することのほか、施設利用者の利便性の向上と使用料の増収を図ることを目的として、ウィングス京都敷地内に食品自動販売機を設置します。

## 2 設置条件等

### (1) 所在地

ウィングス京都敷地内（屋外）  
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地

### (2) 設置場所 **別紙1**、台数、寸法上限、最低使用料

場所及び寸法上限	台数	最低使用料 (税込み)
ウィングス京都敷地内（屋外） 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 W2,500×D1,200×H2,400（単位：mm） ※台数にかかわらず、寸法の上限となります。	1～2台	月額10万円以上（税込み）  ※ 売上が年間2,000万円以上となる場合は、上記使用料に加え、総売上額に4%以上を乗じた額（税込）も加えること。なお、提案使用料減額の申入れには応じません。

※ 設置場所については、指定いたします。詳細は共生社会推進室の指示に必ず従ってください。

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置場所を含みません。

※ 電気使用量は、設置事業者負担とし、指定管理者から相当額を請求します。

### (3) 取扱商品及び販売価格

#### ア 取扱商品

食品

#### イ 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

### (4) 設置機種等

#### ア アウトドア型の食品用自動販売機

#### イ 災害発生時の無償提供

災害発生時に自動販売機の食品を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時には自動販売機内の全ての食品を無償で提供していただきます。

#### ウ 電気子メーター

設置事業者は、設置する全ての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

#### エ デザイン（意匠）

自動販売機のデザインについては、事前に共生社会推進室に提示したうえで、承諾を得てください（公共施設に設置することを踏まえた意匠としてください。）。

#### オ 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

#### （５）衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守してください。

#### （６）故障、問合せ及び苦情への対応

設置事業者は、設置する全ての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、全て設置事業者の責任において対応してください。

#### （７）維持管理等

##### ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置、取扱商品の補充、取扱商品の変更、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機及びその周辺の清掃・美化を自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務を行っていただきます。

##### イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に共生社会推進室と協議のうえ、ウイングス京都の来館者の妨げにならないよう、十分に注意して行ってください。

#### （８）自動販売機の機種の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、事前に共生社会推進室に申し出たうえで、承諾を得てください。

### 3 応募資格要件

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する方が、設置事業者に応募することができます。

#### （１）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

ア 食品自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について、令和４年３月３１日時点で概ね１年以上の実績を有していること。

イ 所得税、法人税、消費税、京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

#### （２）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出すること。

ア 食品自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、令和４年３月３１日時点で概ね１年以上の実績を有していること。

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

エ 所得税、法人税、消費税、京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

オ 応募者である役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

#### （注）自己を証明する書類

本市の指定管理者として指定されていない方、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、応募に当たって、下記の書類の御提出をお願いすることになります。

##### ＜応募者が個人であるとき＞

- ・ 印鑑登録証明書（応募日から3か月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則の施行に係る要綱第1号様式）

##### ＜応募者が法人であるとき＞

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（応募日から3か月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則の施行に係る要綱第1号様式）

##### ※ 誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則の施行に係る要綱第1号様式）の提出を免除する方

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等及び暴力団密接関係者が排除されている団体
- 2 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

## 4 募集条件等

### （1）使用許可の期間

設置事業者に対する使用許可の期間は、許可日から令和5年3月31日までとします。ただし、令和5年4月1日以降、他の設置事業者が自動販売機を設置する場合は令和5年3月31日中に速やかに撤去することとします。

### （2）使用許可の更新

令和5年4月1日以降、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、2年を限度に引き続き使用許可を更新します。

### (3) 使用料

#### ア 提案使用料及び加算歩率

応募申込書の該当欄に、提案使用料（千円単位）と加算歩率（小数点第1位まで）を記入してください。

#### イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに設置期間分の使用料を原則一括納入してください。

売上が年間2,000万円以上となる場合の加算分の使用料（売上総額×加算歩率（小数点以下切り捨て））は、次年度の4月中に納入通知書を発行しますので、次年度の5月末までに加算分の使用料を納入してください（当該手続のため「使用料分割納付承認申請書」を使用許可申請の手続時に提出いただく必要があります。）。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は設置事業者の負担となります。

#### ウ 更新後の使用料

前記4-(2)に記載する使用許可の更新が果たされた場合、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料とします。ただし、更新の際、設置事業者提案額より、年度ごとに算定する本市基準額が上回る場合は、本市基準額が使用料となります。

### (4) 必要経費

#### ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費（電気工事含む）等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

#### イ 電気料

自動販売機の運転に必要な電気料は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、設置事業者の実費負担とします。

### (5) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

### (6) 事故責任

自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、設置事業者が補償をすることとします。

### (7) 商品・機種等の盗難・破損

当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関して、本市は責任を負わないこととします。ただし、本市の責めによる破損事故等については、この限りではないものとします。

また、設置事業者は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧させること

とし、復旧に係る経費は、設置事業者の負担とします。

#### (8) 原状復旧

設置事業者は、自動販売機を撤去したときは、設置事業者の責任と負担のもとに原状復旧を行い、本市の確認を受けることとします。

### 5 応募申込手続

#### (1) 申込方法（郵送又は持参）

令和4年8月31日（水）～令和4年9月13日（火）必着

郵送の場合：書留郵便で送付してください。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

持参の場合：午前9時～正午、午後1時～午後5時の時間に受付します。（土日祝除く）

#### <提出先>

京都市 文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進担当（担当：西川、平出）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎地下1階

#### (2) 必要書類（各1部ずつ）

ア 応募申込書 **様式1**

イ 取扱予定商品（自動販売機用）

ウ 自動販売機の機種等の仕様が分かる資料

} 様式は任意です。

エ 自己を証明する書類（必要な方のみ）誓約書 **様式2**

#### (3) その他

ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。

イ 提出された書類の返却は行いません。

### 6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書 **様式3** にその内容を記入のうえ持参してください。

#### (1) 質問書受付期間

令和4年8月31日（水）～令和4年9月5日（月）必着

受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

#### (2) 質問書提出先

京都市 文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進担当（担当：西川、平出）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎地下1階

#### (3) 質問に対する回答

令和4年9月7日（水）中に京都市情報館「男女共同参画センターウィングス京都」内に掲載して回答します。

ホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/18-11-0-0-0-0-0-0-0.html>

#### (4) その他

- ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書の持参による質問以外（郵送、電話、電子メール、ファックス等）には一切応じられません。
- イ また、応募内容、審査等に関する問合せには一切応じられません。

### 7 設置事業者の決定

#### (1) 決定方法

提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで、「3 応募資格要件」を満たす者のうち、別紙2「評価表」により、共生社会推進室にて審議のうえ、最も評価の高い応募者（最低60点以上）を設置事業者に決定します。

ただし、参加者が一者のみであっても、成立するものとします。

#### (2) 決定予定日

令和4年9月中旬頃

#### (3) 決定後の通知及び公表について

決定された設置事業者に対し、速やかに郵便にて通知します。

また、京都市情報館「男女共同参画センターウィングス京都」内において、決定された設置事業者を含む参加事業者、評価点を公表します。

ホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/18-11-0-0-0-0-0-0-0.html>

#### (4) 応募の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募を失格とします。

- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの
- イ 応募者の記名押印がないもの
- ウ 最低使用料・最低加算歩率未満のもの
- エ 応募者による訂正印のない提案使用料・加算歩率の訂正、削除、挿入等があるもの
- オ 応募手続に関し不正な行為を行ったもの
- カ その他この仕様書の条件等に違反したもの

### 8 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

#### (1) 行政財産使用許可申請書等の提出

本市指定の様式により、決定通知後7日以内に、行政財産使用許可申請及び使用料分割納付承認申請を行ってください。

#### (2) 自動販売機の機種等の資料

設置図面（平面、立面など）、自動販売機の詳細な仕様が分かる資料を御提出ください。

#### (3) 標準保証書の提出

保証人を立てていただき、使用許可後に運営事業者及び保証人の署名又は記名・押印<sup>\*1</sup>のあ

る標準保証書に、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください※  
2。

#### <保証人の資格要件>

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

- 1 日本国内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。
- 2 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※1 押印について、法人の場合は実印、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求めます。

※2 保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の1/4の保証金を納付してください。

## 9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 行政財産使用許可申請及び使用料分割納付承認申請を指定する期日までに行わなかった場合
- (2) 使用料の納入を指定する期日までに行わなかった場合
- (3) 設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (4) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不相当と認めた場合

## 10 その他

- (1) 応募、質問及び行政財産使用許可の手續等に要する一切の費用は、設置事業者で御負担いただきます。
- (2) 設置事業者には、自動販売機の設置後、毎月の販売実績（自動販売機ごとの売上金額）を報告していただきます。なお、毎月の報告資料は、本市が任意に活用できることとします。

### 【問合せ先】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市 文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進担当

TEL 075-222-3091 FAX 075-366-0139

E-mail danjo@city.kyoto.lg.jp（担当：西川、平出）

令和 年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

## 応 募 申 込 書

京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）における食品自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）を確認のうえ同意し、次のとおり申し込みます。

なお、仕様書に規定する応募資格要件に違反していないとともに、所得税、法人税、消費税、京都市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がないことを誓約します。

また、設置事業者として応募した後は、結果に関わらず氏名・名称が京都市情報館「男女共同参画センターウイングス京都」内において公表されることに同意します。

氏名・名称 及び代表者 氏 名	⑨	
住所・所在地	〒 —	
担当部署・ 担当者 氏名・連絡 先	(担当部署) (氏 名) (連 絡 先)	— —
提案使用料及 び加算歩率	月額 円 (税込み)	年間総売上が2,000万円以上となる場合の 加算歩率 %

### 【注意事項】

- 1 一度提出された応募申込書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 2 提案使用料は、月額10万円（税込み）以上、加算歩率は4%以上としてください。

### 【添付書類】

- 1 自己を証明する書類（京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方）
- 2 取扱予定商品
- 3 自動販売機の機種等の仕様が分かる資料
- 4 その他参考資料（ )



# 質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

住所・所在地

氏名・名称

及び代表者氏名

(担当者)

担当部署

氏 名

電 話

質 問 箇 所
質 問 内 容